明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十三年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**総務**一六九）　二
○市町の廃置分合の件（**同**一七〇）　二
○カッサラ市給水緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一八一）　二
○租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**八四）　二
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**一五五）　二
○労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事務を定める告示等の件の一部を改正する件（**同**一五六）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収入額を定める件（**農林水産**九〇一）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（**同**九〇二）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令第二条の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収穫量を定める件（**同**九〇三）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令第二条の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（**同**九〇四）　三
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令第三条第一号の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の数量当たりの価額を定める件（**同**九〇五）　三
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める平成二十三年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（**同**九〇六）　三
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**四四九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**四五〇～四五二）　三
○登録建築物調査機関の事務所の所在地を変更した件（**同**四五三）　三
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する件（**同**四五四）　三
○道路に関する件（**東北地方整備局**九七）　四
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一六九、一七〇）　四

〔国会事項〕

内閣　四

〔人事異動〕

内閣　四

〔叙位・叙勲〕

内閣　六

〔皇室事項〕

内閣　六

〔官庁報告〕

国家試験　七

平成二十三年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　七
平成二十三年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　八
平成二十三年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　九

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他